

評価基準について

審査員は、提出された申込書について次のとおり評価し、全ての審査員の評価の平均点が最も高いものを受託候補者として選定する。

1 審査員

審査を行う者は、次のとおりとする。

- ・ 行財政局資産イノベーション推進室資産有効活用課長
- ・ 行財政局資産イノベーション推進室企画課長
- ・ 行財政局資産イノベーション推進室資産有効活用係長
- ・ 産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長

2 評価項目

(1) 業績点（90点）

- ・ 過去3年間に京都市内の鑑定評価を行った件数
- ・ 過去3年間に土壤汚染対策を考慮した鑑定評価を行った件数及び概要
- ・ 法人の組織体制（本業務に関する専門部署を持ち、内部で精査された土壤汚染対策方法及び費用を土地の価格に反映することが可能か。）

(2) 価格点（10点）

3 評価基準

(1) 審査員は、上記の評価項目により申込書を評価する。

(2) 申込者の評価点が同じ場合、くじ引きにより受託候補者を決定する。

(3) 申込者が一者のみであっても、平均点が60点を超えた場合は、受託候補者として選定するものとする。